

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人桜園

特別養護老人ホーム 桜の丘

1.事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう本指針を策定し、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、万が一虐待が発生した場合に迅速かつ適切な対応の観点から虐待防止に関する措置を講じるものとします。

2.虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止することを目的として、「虐待防止検討委員会」を設置します。

- 設置：令和4年4月1日
- 委員長：施設長
- 委員：施設長、事業部長、介護職員、介護支援専門員、生活相談員、看護職員
管理栄養士、事務職員、その他必要に応じて
- 高齢者虐待防止担当者：介護支援専門員
- 委員会開催日程：2か月に1回 第4火曜日
- 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置、運営する事ができる。
- 必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行う事ができる。
- 委員会の検討事項は以下の通りとし、検討内容についての結果は従業員に周知します。
 - ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
 - ・虐待の防止のための指針の整備に関する事
 - ・虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
 - ・虐待等について、従業員が相談・報告出来る体制整備に関する事
 - ・従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

3.虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

従業員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、本指針に基づき虐待防止の徹底を行う事を目的とします。

- 研修プログラムを作成し、年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。
- 研修の実施内容、参加者等を記録し保管する。

4.虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待もしくは虐待と疑われる事案が発生した場合は、速やかに事業所の管理者および虐待防止担当者に報告し、客観的な事実確認を行います。報告を受けた管理者又は虐待防止担当者は速やかにその旨を市町村等に通報するとともに市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

- 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 事業所内で虐待が疑われる場合は、主任、副主任に報告、不在時は課長に報告を行います。
- 事実関係を確認し、虐待防止委員会を開催し報告を行うと共に、発生状況、今後の対応についての確認を行います。
- 虐待、または虐待と疑われる場合は、市長村等に速やかに報告を行うと共に、ご家族への連絡、説明を行います。

6.成年後見制度の利用支援に関する事項

- 利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 虐待等の苦情相談について苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情 解決責任者（管理者）に報告します。また当該責任者が虐待等を行った者である場合は、他の上席者に相談するものとします。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- 苦情の対応の結果は相談者に報告するものとします。

8.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ご入所者また当施設の職員がいつでも自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当法人のホームページにも記載する事で、いつでも閲覧できるようにします。

9.その他虐待の防止の推進の為に必要な事項

- 虐待防止の為に上記3による施設での研修の他に、市町村、社会福祉協議会等が行う外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努めます。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。